

安 全 の 手 引 き

2013年1月10日
在アトランタ日本国総領事館

I はじめに

近年、海外で生活する日本人が急増し、海外で事件や事故に巻き込まれる事案も増加しています。

ひとたび海外で事件や事故に遭遇すると、現地においてはもちろん、日本のご家族をはじめ多くの関係者に大変な心配をかけ、事後措置に多大な労力と出費を要することになります。海外で事件や事故に巻き込まれないためには、当地の法律や実情を十分理解し、日頃から安全対策に留意することが大切です。

この「安全の手引き」は、日本人のみなさんが、当館管轄区域に安全に滞在するための基礎的な情報を取りまとめたものです。安全対策の参考としていただければ幸いです。

当館の管轄州は、米国東南部の以下5州です。

- ジョージア州
- アラバマ州
- ノースカロライナ州
- サウスカロライナ州
- バージニア州

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自己防衛意識の高揚

「自分と家族の安全は、自分たち自身で守る」ことが安全対策の大原則です。日本とは生活環境が異なることを常に自覚し、安全な生活を確保してください。

(2) 安全を優先する

住居の安全対策は生活の基礎となるため、ホテルや住宅選びは値段よりも安全性を重視しましょう。

(3) 当地の常識や生活習慣を尊重する

米国は個人主義の国と言われますが、これは各人がルールやマナーを守ることが前提です。当地の法律や一般常識、若しくは、コミュニティーのルールを守り、無用なトラブルを避けましょう。

(4) 地域社会に溶け込む努力

近所の方々と安全情報の交換をすることで、トラブルを回避できる場合もあります。

また、近所に信頼できる方がいれば、いざという時に助けてくれるかもしれません。地域社会に溶け込む努力も必要だと思われれます。

(5) 安全のための三原則

- ・ 目立たない
- ・ 行動を予知されない
- ・ 用心を怠らない（生活に慣れたところが要注意）

(6) その他

適度な運動と規則正しい生活を心掛け、ストレスを貯めないようにする。

2 最近の犯罪発生状況

(1) 2011年中の各州の犯罪発生状況（2012年FBI統計資料より抜粋）

	殺人	強姦	強盗	傷害	侵入盗	非侵入盗	車両盗
全米	4.7	26.8	113.7	241.1	702.2	1976.9	229.6
ジョージア	5.6	20.9	123.8	222.9	974.6	2351.7	300.3
アラバマ	6.3	28.5	102.2	283	1064.3	2319.7	222
ノースカロライナ	5.3	20.7	98.9	224.9	1099.2	2251.2	176.4
サウスカロライナ	6.8	34.5	92.2	438.4	1002.8	2609.4	292
バージニア	3.7	19	67.1	106.9	377.9	1751.6	120.1

※数値は、人口10万人当たりの犯罪発生率

(2) 特徴

ア 殺人事件

ジョージア州等4州（除くバージニア州）で全米の平均値を上回っている。

イ 侵入盗

ジョージア州等4州（除くバージニア州）で全米の平均値を大幅に上回っている。

(3) 日本人被害例

当館が連絡を受けた日本人の被害には次のようなものがあります。

- 当地を旅行中の日本人女性が、午後8時頃、二人連れで町を散策中に鞆をひったくられる被害にあった。
- レストランで食事中、駐車していた自動車の窓ガラスを割られ、車内から現金や旅券などが入った鞆を盗まれた。（対策～外部から見えるところには何も置かない。）
- 留学生が入浴のため寮の部屋を留守にしている間に、現金やクレジットカード等在中の鞆を盗まれた。（注意～寮の個室は施錠設備がないところもある。）
- レストランで食事中、自分が座っている椅子の座面に置いていた鞆を置引きされた。（注意～身近に置いていても体に触れていないと被害に遭う可能性がある。）

- ブッフェ・スタイルの昼食時に、食事をとりに席を離れている間に、財布、クレジットカード、カメラ等在中の鞆を置き引きされた。
- 旅行中にズボンの後ろポケットに入れていた財布をスリ盗られた。その後、盗まれたカードで預金を引き出された。
(注意～カード類が盗まれた場合は、直ぐに銀行等に連絡する。)
- 夜間、宿泊先のホテルに車で戻り、駐車場で車から降りたところ、2人組に襲われて現金やクレジットカードなどが入ったウエストポーチを強奪され、その際、突き飛ばされて軽傷被害を受けた。
(対策～車に乗り降りする際は必ず周囲の様子を確認する。)
- ホテルの自室でけん銃を所持した犯人に脅され、現金、パソコン、パスポート等を奪われた。
(対策～訪問者があっても、相手、用件が確認できるまではドアの鍵を開けない。)
- 午後11時30分ころ、レストランの駐車場において、食事を終えて車に戻る途中、暴漢に襲われて素手で顔を殴られた挙げ句、現金、免許証等在中のバックを奪われた。
(対策～夜間の駐車場では、必ず周囲の様子を確認する。)

3 安全に暮らすための具体的留意事項

(1) 住居の安全対策

ア 最新の治安情勢の情報を入手し、安全な地域に住居を構える。

- 情報の入手先 ～ 当館ホームページ、在留邦人（勤務先の同僚や不動産会社等）、その他情報誌等
- 契約前に時間帯を替えて複数回周辺の様子を確認する。
- 子供がいる場合は、学校環境の確認も必要

イ 日常生活において

- 在宅時も施錠する。
- 外出時、就寝時は必ず施錠を確認する。
- 貴重品の保管場所を常に見直す。
- 必要な防犯器具は費用を惜しまずに設置する。
- 窓下に箱などを置かず、賊が侵入しにくい環境を作る。
- 不意の来訪者がある場合は、ドアを開ける前に十分相手の身元を確認する。
- 「異常」の有無を日頃から確認する。
- 「スキ」のない生活を送る。
- 監視されている場合もあるので、勤務先などへの移動のパターンをいくつか取り入れ

る。

- ご近所からも治安情報を収集し、自宅周辺での事件情報を共有する。
- 異常が認められる場合は、冷静に行動する。
- 電話の傍には常に「緊急連絡先一覧」を置く。

(2) 外出時の注意事項

ア 一般的留意事項

- 多額の現金、貴重品を携行したりせず、人目につく場所で現金を数えない。
- バッグ等から目を離さず、体から離さない。
- 夜間の外出は可能な限り徒歩を避け、自動車等を使用する。
- 外出から戻ったときには、玄関や屋内の様子に異常がないか注意する。屋内に侵入されたような形跡が認められる場合には、不用意に屋内に入らず、管理人や警察に通報する。

イ 夜間外出時の留意事項

- 夜間一人歩きしない。暗い場所を歩かない。
- 目的地までの移動は素早く行う。
- 街中では不審な人物がいないか常に注意する。背後の気配にも要注意。
- 強盗に襲われた場合は身の安全を優先し、無理な抵抗をしない。

(3) 自動車に関する防犯対策

- 車を駐車する際には、人目の多い安全な場所を選び、特に夜間は明るい場所や建物の出入口に近い場所に駐車する。
- 車から離れる場合には、必ず全ての窓を閉め、ドアをロックする。外部から見えるところに鞆等を放置しない。
車を乗り降りする際には、必ず周囲に不審者がいないか確かめる。
- 走行中は、車外からのひったくりやカージャックを防ぐため、必ずドアをロックし、不用心に窓を開けたりしない。
アラームなどの防犯装置の設置も検討する。
- 車は常に使用前に点検し、異常の有無や燃料の状態等を確認する。
～ 治安の悪い場所での給油は避ける。
- 運転中は尾行されている可能性もあるので、異常を感じたら安全な場所（例えば交通量の多い場所）に回避する。
- 道路地図や緊急連絡先などを車内に常備する。

(4) 生活上の留意点

- 平日頃から隣人との関係を良好にしておく。
- 自宅やホテルへの来訪者に対し、安易にドアを開けない。ドアチェーンをかけたままで応

対し、相手や用件を確認する。

- 平素から家族と防犯上の心構えについて話し合っておく。
- 必要のない者に、名前や住所、電話番号を教えない。特に電話がかかってきた際には、相手から話させる。
- 緊急連絡先の電話番号を電話機の近くに用意しておく。

(5) 個人情報を守るための注意事項

個人情報がさまざまな方法で盗まれ、悪用される被害が発生しています。次の点に留意して下さい。

- デビットカードやクレジットカードの暗証番号を設定する際、容易に推測できるようなものは避ける。
- 電話やインターネットで個人情報を聞かれた場合、相手が誰であるか確認が持てない限り、教えない。
- 郵便物を出すときは、郵便局のポスト等、安全と思われるところに出すようにし、また、自宅の郵便受けから郵便物が盗まれないように鍵付きのものにする。
- レシート、銀行口座明細、クレジットカード明細、小切手等の個人情報が含まれた書類等を捨てるときは、悪用されないように破ったり、シュレッダーにかける。
- ソーシャル・セキュリティ・カードを財布に入れたりして持ち歩かない。
- パソコンにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に保つ。
- 心当たりの無いメールに添付されたファイルを開いたり、リンク先をクリックしたり、プログラムをダウンロードしない。
- パソコンを廃棄する場合、ハードディスク内の個人情報を完全に消去する。

(6) 犯罪被害に遭遇した場合

- 銃や刃物を突きつけられ場合は、抵抗の姿勢を示さない。
反撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなります。
- ひったくり等の被害に遭っても、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとしない。銃や刃物を持っていたり、付近に仲間がいる可能性もあります。
- 被害に遭った場合には、必ず警察に届け出る。また、クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、クレジット会社や銀行に連絡して支払い停止の措置を講じる。

4 交通事故対策

(1) 車内に備えておくもの

- 自動車登録証、自動車保険証は常に車内に備えておく。
- 事故や急な故障に備えて、筆記具、発煙筒、非常停止板、懐中電灯、作業用手袋、バッテリー用ジャンプケーブルなどを積載する。
- 携帯電話等を積載し、通信手段を確保する。

(2) 事故に遭ってしまったら

ア 米国では、事故当事者が直接示談交渉することはほとんどありません。

通常は双方の保険会社が手続きを代行するので、事故現場で相手と議論したり、一方的に謝罪することは好ましくありません。

意識的に気持ちを落ち着けるよう努力して下さい。

イ 具体的留意事項

- 直ちに911に電話して、警察官の臨場と事故処理を依頼する。
けが人がいる場合は救急車も要請する。
- 保険会社に連絡する。
- 相手が逃走したときに備えて、相手の車のナンバーや特徴をメモする。
- 車両の移動が可能か適切に判断する。
- 警察官の事情聴取の質問内容が分からない場合、うかつに答えずに、相手の話が理解できない旨をはっきりと告げる。場合によっては英語の得意な知人等に応援を求める。
- 事故の相手方の住所、氏名、電話番号、保険会社名、保険証番号を聞きメモする。
- 目撃者がいれば、その人の名前や連絡先等を聞きメモする。
- 事後の保険請求に必要なので、現場に来た警察官の名前やバッジナンバー、所属警察署名と事件番号などをメモする。

(3) 飲酒運転について

飲酒運転は、交通事故を引き起こす可能性を格段に高くします。

交通事故を起こせば、事故を起こした本人のみならず、本人の家族、そして被害者や被害者の家族に深刻な影響を及ぼします。

在留邦人や旅行者の中には、「米国では飲酒運転が容認されている」と誤って解釈されている方もいますが、飲酒運転で検挙されると、警察に逮捕・拘留され、罰金が科されると共に奉仕活動への従事や飲酒に関するカウンセリングの受講等を課されます。さらに、逮捕歴が残り、場合によっては米国への入国制限など、長期的な影響も発生します。飲酒運転の経験者は、「飲酒後、エンジンをかけた車で休憩しているところを警察に逮捕された。逮捕後、留置所に入れられ裁判まで受けなければならなかった。罰金や弁護士費用などの金銭的な出費に加えて、精神的な苦痛もあった。」と話されていました。(エンジンを掛けた状態で車内で休憩していただけても飲酒していれば飲酒運転として処理される場合があります。また、車内の見える場所にアルコールの容器を置いていると飲酒運転を疑われます。)

飲酒運転は、絶対に避けましょう。

(4) 警察官から運転中に停止を求められた場合

- 運転中にパトカーから停止を求められたら、落ち着いて道路脇に車を寄せましょう。
慌ててポケットから免許証を取り出そうとしたり、勝手に車から降りたりすると、逃走や

抵抗しようとしていると誤解されて逮捕される場合があります。両手をハンドルの上に置いて警察官が近づいてくるのを待ちましょう。

～ 通常、米国のパトカーが車両を止める場合は、サイレンや拡声器を使わずに青色のランプを点滅させるだけです。自分の車の後方でパトカーがランプを点滅させている場合は、必ず車を道路脇に寄せましょう。

○ 警察官に交通切符を渡された場合、素直に切符に署名しましょう。

警察官の主張する違反に異議がある場合、日本とは異なり、違反現場で議論するのではなく、後日行われる裁判所で争うことになります。

(5) 免許証の取得・更新について

米国東南部の殆どの州で運転免許証取得・更新時の確認要件が厳格化されています。また、ジョージア州の担当者によれば、免許証取得・更新の際は米国滞在の合法性を示す査証や移民局の入国情報（I-94）を確認しており、確認には30日以上を要する場合もある、とのこと。特に、免許証を更新する場合、更新前に米国外へ旅行すると、更新期日前に移民情報を確認できない場合もあるので、時間に余裕を持って行うようにしましょう。

5 生活習慣の違いによる注意事項

日米の生活習慣の違いから来る「ちょっと」や「うっかり」が意外な大事件になってしまうこともあります。

- 子供への体罰が子供に対する虐待行為と見なされたり、夫婦間の暴力が家庭内暴力として処罰の対象にもなります。
- 子供が小さくても、親と一緒に湯船に入ったり、子供の入浴中の写真を撮る行為等は、性的虐待として処罰の対象になることがあります。
- 駐車中の車内に幼児を残したり、幼児だけを家に残して外出することは、法律で禁止されています。
- 幼児を車に乗せる際には、チャイルド・シートの使用が義務となっています。（タクシーなどの場合、乗車できない場合もあります。）

6 親権の問題

近年、国際結婚が増えていますが、父母双方が親権（監護権）を持つ場合であっても、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為（親が日本に帰国する際に子を同伴する場合を含む）は、米国の国内法では重大犯罪（実子誘拐罪）とされています。

国際結婚した場合、その間に生まれた子供を日本に連れて帰る際には、こうした事情にも十分注意しましょう。

III 大規模災害・テロ対策

大規模な災害やテロが、いつどこで発生するかを予測することは困難です。2001年に米国内

で同時多発テロが発生し、その後も未遂事件の犯人が検挙されるなど現在もテロの脅威は続いています。平成24年7月にはコロラド州で12名が死亡し70名以上が負傷した銃器使用の無差別殺人事件なども発生しています。これらの突発的な大規模災害やテロなどが発生した際に、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から対策を検討し準備しておくことが大切です。

1 日頃の心構え

(1) 連絡体制

- あらかじめ家族や会社の同僚との間で緊急の際の連絡方法を何種類か決めておく。
- 在留届を必ず提出する。
 - ～ 総領事館は、在留届を基礎資料としてみなさんへの連絡や安否確認を行っています。

(2) 緊急時の避難先

事前に家族や同僚と緊急時の避難場所を決めておく。

- ～ 州政府等によってあらかじめ避難場所が指定されている場合は、その指示に従う。

(3) 緊急避難キットの準備

食料などの支援が得られない（5日程度）と想定して、以下の物品を簡単に運べるようにリュックサック等に準備しておくことをお勧めします。

- 飲料水（1日1人あたり1ガロン）
- 缶詰等の長期保存食と缶切り
- 着替え、合羽やポンチョ等の雨具（防寒具兼用）
- 毛布、寝袋
- 応急手当キット及び最低1週間分の処方薬
- 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ろうそく、マッチ・ライター
- 現金（大規模災害時にはカードが使えなくなる可能性が高い）
- 自宅と自動車の予備キー
- 家族との緊急時集合場所を記したメモ及び周辺地図
- ホームドクターの連絡先
- 家族全員の健康・医療情報（持病やアレルギーについては英訳も用意）
- 旅券、写真付きID、保険証等重要書類のコピー
- 警笛、ブザー
- 石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等の衛生管理用品
- スニーカー等の歩きやすく丈夫な靴
- 防塵マスク、予備の眼鏡
- ヘルメット（あれば安心）

2 緊急事態が発生したら

- (1) 総領事館は、皆さまの保護に万全を期するため、情報収集、情報判断及び対策を策定し、在留届等を元に連絡や安否の確認を行います。
- (2) 緊急事態が発生したら、テレビやラジオなどによる情報収集を心掛け、流言に惑わされることのないように注意してください。
- (3) 緊急事態の発生や現場周辺の情報など、役立つと思われる情報は総領事館にお知らせ下さい。他の日本人の方々に貴重な情報となります。
- (4) 大規模災害等が発生した際には、まず自宅や勤務先に待機し、情勢を見守ることになりますが、緊急避難先に避難することとなった場合には、その旨を総領事館に通報して下さい。当館では、避難先への情報提供、支援等を行います。

3 オンライン安否照会システム

オンライン安否照会システムとは、海外で大規模な災害・事件が発生して邦人が多数巻き込まれる可能性がある場合に、外務省の海外安全ホームページ上で安否照会を本邦及び海外の照会者が依頼することができるシステムです。照会者（被照会者の親族の方：二親等以内）は、受付の際に与えられる受付番号とパスワードにより、その後いつでも、外務省や在外公館が実施する安否確認の結果や情報の更新を同ホームページ上で確認することができます。無料でご利用頂けます。

詳細はこちら：http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/online.html

なお、本システムの導入に伴い、全米・カナダ邦人安否確認システムの運用は終了（平成24年）しました。

4 情報の入手先

- (1) ハリケーン関連情報が入手可能なウェブサイト
世界気象機関（<http://severe.worldweather.wmo.int/>）
ウェザー・チャンネル（<http://www.weather.com/>）
米国ナショナル・ハリケーン・センター（<http://www.nhc.noaa.gov/>）
- (2) その他、テロ・誘拐対策
パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策 Q & A」
（URL：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html）
パンフレット「海外における脅迫・誘拐対策 Q & A」
（URL：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html）
パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
（URL：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html）

5 緊急連絡先

- (1) 警察，消防，救急車（緊急時） 9 1 1
※ 緊急以外の問い合わせや相談は、管轄する市警察やカウンティ警察に電話してください。
※ 当館ホームページ（生活安全情報）に弁護士協会，警察，病院等の連絡先を掲載していません。

(2) 在アトランタ日本国総領事館

代表： 404-240-4300

FAX： 404-240-4311

※ 夜間・休日など閉館時の緊急連絡は、音声ガイドに従って内線番号3044をプッシュしてください。

IV 総領事館からのお願い

1 在留届の提出

(1) 在留届とは

在留届は、大使館や総領事館が、在留邦人の皆さまの当地への滞在を確認するためのものです。外国に3ヶ月以上滞在予定の日本人は、その地を管轄する大使館または総領事館に在留届を提出することが義務づけられています。

(2) 提出方法

在留届の用紙は、総領事館窓口で受け取ることができるほか、郵便やインターネットで入手することができます。提出は、直接窓口でご提出いただくほか、郵送、ファックス、インターネット等による提出も可能です。詳細は当館ホームページをご覧ください。

また帰国、転居の際にも、必ず総領事館にご連絡ください。

2 その他

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐に関する問い合わせを除く)

住所: 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311 (内線)5140

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐に関する問い合わせ)

電話:(代表)03-3580-3311 (内線)3679

○外務省領事サービスセンター(海外安全担当)

電話:(代表)03-3580-3311 (内線)2902

○外務省 海外安全ホームページ:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版)

○在アトランタ日本国総領事館

電話:(代表)404-240-4300

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

在アトランタ日本国総領事館
Consulate General of Japan in Atlanta
Phipps Tower, 3438 Peachtree RD. Suite 850
Atlanta, GA 30326
Tel: 404-240-4300
Fax: 404-240-4311

HP: <http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>